

北上川上流ダム再生環境影響評価技術検討委員会 規約

(名 称)

第 1 条 本会は、北上川上流ダム再生環境影響評価技術検討委員会（以下、「委員会」）という。

(目 的)

第 2 条 委員会は、北上川上流ダム再生事業（四十四田ダム嵩上げと御所ダム運用方法変更）に係る範囲について、北上川ダム統合管理事務所が実施する環境に関する調査検討（現況の評価、事業による影響及び影響の低減対策等）について、専門的な知見から技術的な指導、助言を行うことを目的とする。

(設 置)

第 3 条 委員会は、東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(委員会)

第 4 条 委員会の委員は、別紙－１に示す構成員とし事務所長が委嘱する。また、委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。なお、委員の代理出席は認めない。

2. 委員会は、委員会の承認により委員以外の者に参加を求めることができる。
3. 委員会は、必要と認める場合には具体的に候補者を選定のうえ、委員として追加するよう事務所長に要請することができる。
4. 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会には委員長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
3. 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
4. 委員長に事故がある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議 事)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2. 委員会は委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(委員会の指導・助言)

第7条 委員長は、以下の事項について委員会の意見を取りまとめ、事務所に対して委員会の技術的な指導・助言を述べる。

ア. 環境影響評価に関する事項

イ. その他、北上川上流ダム再生事業に係る環境調査検討の実施に必要な事項

(事務局)

第8条 委員会の事務局を、岩手河川国道事務所調査第一課および北上川ダム統合管理事務所におく。

(規約の改定)

第9条 本規約の改定は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第10条 本規約に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(附 則)

第11条 本規約は、令和4年3月11日から施行する。

北上川上流ダム再生環境影響評価技術検討委員会 名簿

※敬称略 順不同

所 属 等	氏 名	備 考
岩手県立大学名誉教授 東北鳥類研究所 所長	由井 正敏	生物学 【動物（鳥類、両生類、爬虫類）、生態系】
岩手大学理工学部 システム創成工学科 教授	伊藤 歩	水質 【水質】
岩手大学名誉教授	青井 俊樹	生物学 【動物(哺乳類)、生態系】
岩手県立久慈高等学校 長内校非常勤講師	竹内 基	生物学(魚類、底生動物) 【動物（魚類、底生動物）、生態系】
岩手大学名誉教授	吉田 勝一	生物学(昆虫類) 【動物(陸上昆虫類)、生態系】
岩手大学人文社会科学部 地域政策課程 教授	竹原 明秀	植物学 【植物(維管束植物)、生態系】
岩手大学名誉教授	安藤 昭	景観 【景観】
岩手大学理工学部 システム創成工学科 教授	小笠原 敏記	河川 【生態系（下流物理環境）】